

風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県風力発電産業振興会議が実施する風車メンテナンス技術者育成支援補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号（この規則中「知事」とあるのは「会長」と、「県」とあるのは、「福岡県風力発電産業振興会議」と読み替えるものとする。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福岡県が実施する職業訓練「風車メンテナンス技術者育成コース」（以下、「職業訓練」という。）の受講者に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助し、もって福岡県内における風車メンテナンス技術者の育成を支援することを目的とする。

(交付対象者、交付対象期間)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、福岡県内に居住し、職業訓練を修了した者（以下、交付対象者）とする。

2 補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から翌年2月末日までとする。

(対象除外)

第4条 交付対象者に以下の者が含まれるときは、交付対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主又は役員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(交付対象経費)

第5条 この補助金は、交付対象者が職業訓練の受講のために支払った材料費（第二種電気工事士試験用電材）について交付する。ただし、消費税等の租税は除く。

(交付金額)

第6条 交付金額は、交付対象経費の10分の10とする。

2 算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、職業訓練が実施される年度の12月末日までに、申請書（様式第1号）及び次の各号の書類を福岡県風力発電産業振興会議の会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 材料費納付を証する書類（領収書等）
- (2) その他福岡県風力発電産業振興会議が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第8条 会長は、前条の規定による交付申請があった場合において、内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付決定を行う。

- 2 前項の規定により交付決定を行った場合は、速やかに交付決定通知書（様式第2号その1）により、補助金交付決定額その他必要な事項を申請者へ通知する。
- 3 会長は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 4 会長は、申請に対し不交付の決定をしたときには、不交付決定通知書（様式第2号その2）により申請者へ通知する。

（変更及び廃止の承認）

第9条 交付決定を受けた者は、次のそれぞれに掲げる場合においては、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号その1）または廃止承認申請書（様式第3号その2）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条の補助金交付の決定を受けた内容から著しく変更しようとするとき。
- (2) 職業訓練の受講を廃止しようとするとき。
- 2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の変更交付決定または廃止の承認を行い、変更承認通知書（様式第4号その1）または廃止承認通知書（様式第4号その2）により申請者へ通知するものとする。

（交付決定の取消、変更）

第10条 会長は、交付決定を受けた者が次の各号に該当した場合、補助金交付決定の全部または一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 交付申請の内容に虚偽やその他不正があったと認められるとき
- (2) 交付にあたり付した条件、その他法令に違反したとき
- (3) その他本要綱に基づく指示に違反したとき
- 2 前項の規定に基づき取消を決定した場合は、交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定を受けた者へ通知する。

（実績報告）

第11条 交付決定を受けた者は、職業訓練修了の日から2週間以内に、実績報告書（様式第6号）に関係書類を添え、会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 会長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査を行い、

その報告が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第7号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

2 交付決定を受けた者は、補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 会長は、第10条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を請求することができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。

(様式第 1 号その 1)

年 月 日

風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付申請書

福岡県風力発電産業振興会議 会長 殿

所 在 地
氏 名 印

風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 一金 円

2 添付書類

- (1) 材料費納付を証する書類 (領収書等)
- (2) 福岡県の居住を証する書類 (住民票 または 様式第 1 号その 2)

※申請者は記名押印に代えて署名することができる。

(様式第1号その2)

年 月 日

居住証明書

福岡県風力発電産業振興会議 会長 殿

私は、本補助金の申請日時点で、以下に居住していることを証明します。

氏 名 _____ 印

住 所 _____

※申請者は記名押印に代えて署名することができる。

(様式第2号その1)

風産振第 号

(申請者) 殿

風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった風車メンテナンス技術者育成支援補助金については、
風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付しま
す。

交付額 円

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第2号その2)

風産振第 号

(申請者) 殿

風車メンテナンス技術者育成支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった風車メンテナンス技術者育成支援補助金については、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不交付とした理由

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第3号その1)

年 月 日

風車メンテナンス技術者育成支援補助金変更承認申請書

福岡県風力発電産業振興会議 会長 殿

所 在 地
氏 名 印

年 月 日付 風産振第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金交付申請について、下記のとおり変更したいので、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更内容

2 変更の理由

※申請者は記名押印に代えて署名することができる。

(様式第3号その2)

年 月 日

風車メンテナンス技術者育成支援補助金廃止承認申請書

福岡県風力発電産業振興会議 会長 殿

所 在 地
氏 名 印

年 月 日付 風産振第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金交付申請について、下記のとおり廃止したいので、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

※申請者は記名押印に代えて署名することができる。

(様式第4号その1)

風産振第 号

(申請者) 殿

風車メンテナンス技術者育成支援補助金変更承認通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった風車メンテナンス技術者育成支援補助金については、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更交付することを決定したので通知します。

記

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第4号その2)

風産振第 号

(申請者) 殿

風車メンテナンス技術者育成支援補助金廃止承認通知書

年 月 日付で廃止承認申請のあった風車メンテナンス技術者育成支援補助金については、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第 5 号)

風産振第 号

(申請者) 殿

風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 風産振第 号の補助金の交付について、下記のとおり交付決定を取り消したので、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき通知いたします。

記

1 取消の理由

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第 6 号)

年 月 日

風車メンテナンス技術者育成支援補助金実績報告書

福岡県風力発電産業振興会議会長 殿

所 在 地
氏 名

年 月 日付 風産振第 号をもって交付決定の通知を受けた補助金について、
風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付申請額 一金 円
- 2 添付書類
 - ・修了を証する書類（修了証書等）

(様式第 7 号)

風産振第 号

(申請者) 殿

風車メンテナンス技術者育成支援補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった風車メンテナンス技術者育成支援補助金の額について、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

交付決定額 円

確定額 円

年 月 日

福岡県風力発電産業振興会議会長 (会長氏名)

(様式第 8 号)

年 月 日

風車メンテナンス技術者育成支援補助金請求書

福岡県風力発電産業振興会議会長 殿

所 在 地
氏 名

年 月 日付 風産振第 号をもって額の確定があった補助金について、風車メンテナンス技術者育成支援補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 一金 円
(補助金確定額 円)

【振込先】

振込口座	金融機関名		支店	
	種類	普通・当座	口座番号	
	口座名義 (カナ)			